

令和4年第2回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和4年6月

目 次

報 告 第 4 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 5 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 6 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 7 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 8 号	専決処分の報告について……………	11
報 告 第 9 号	専決処分の報告について……………	15
報 告 第 10号	専決処分の報告について……………	19
報 告 第 11号	東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況 について……………	23
報 告 第 12号	東広島流通センター株式会社の経営状況につい て……………	25
報 告 第 13号	東広島市土地開発公社の経営状況について……………	27
報 告 第 14号	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経 営状況について……………	29
報 告 第 15号	令和3年度東広島市繰越明許費繰越計算書につ いて……………	31

報告第16号	令和3年度東広島市事故繰越し繰越計算書について……………	37
報告第17号	令和3年度東広島市水道事業会計予算繰越計算書について……………	40
報告第18号	令和3年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書について……………	43

報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

- (1) 損害賠償の額 43万1,570円
- (2) 債 権 者 東広島市安芸津町木谷129番地11
竹本機械株式会社
代表取締役 竹 本 政 剛

2 専決処分年月日

令和4年4月13日

(報告理由)

令和4年3月12日、市道実近線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、側溝のグレーチング（溝蓋）が軽自動車の走行によって跳ね上がり、当該軽自動車の底部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
50万円
- 2 専決処分年月日
令和4年5月9日

(報告理由)

令和4年3月14日、市道寺家南39号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、側溝の溝蓋が普通自動車の走行によって跳ね上がり、当該普通自動車の底部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第6号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 学校の管理上の^{かし}瑕疵に係る損害賠償

ア 損害賠償の額

5,515円

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第57条第1項の規定に基づく保険給付に係る損害賠償

ア 損害賠償の額 2,835円

イ 債 権 者 広島市南区小磯町1番1号

マツダ健康保険組合

理事長 吉 田 和 久

2 専決処分年月日

令和4年3月31日

(報告理由)

令和3年9月7日、東広島市立東志和小学校において、この学校の管理上の瑕疵により、下校中の児童が同校の敷地内の雨水^{ます}枡の蓋に足を乗せたところ、当該雨水枡の蓋が劣化により破損したため、当該児童が当該雨水枡にはまり、左下^{たい}腿部を負傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第7号

専決処分の報告について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月30日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第8号

専決処分の報告について

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年4月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年東広島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第9号

専決処分の報告について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月28日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の21の項手数料を徴収する事務の欄中「若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表22の項手数料を徴収する事務の欄中「若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第10号

専決処分の報告について

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の一部改正に伴い、条例において引用している同令の条項の整理を行うため、東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年4月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成9年東広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第11号

東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第12号

東広島流通センター株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島流通センター株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第13号

東広島市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第14号

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第15号

令和3年度東広島市繰越明許費繰越計算書について

令和3年度東広島市一般会計予算、令和3年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計予算及び令和3年度東広島市介護保険特別会計予算の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

令和3年度東広島市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理事務	3,172,000	3,172,000	0	0	0	0	0	3,172,000
		庁舎等非常用設備整備事業	10,780,000	10,780,000	0	0	0	10,700,000	0	80,000
		道の駅整備事業	130,185,000	83,790,000	0	0	0	0	0	83,790,000
		公共交通網形成事業	326,340,000	280,200,000	0	0	0	252,100,000	0	28,100,000
		電算処理システム管理運営事業	31,464,000	31,464,000	0	0	0	0	0	31,464,000
		D X推進事業	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000
		地域活動拠点整備事業	6,000,000	5,129,000	0	0	0	0	0	5,129,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳管理事務	10,230,000	10,230,000	0	6,930,000	0	0	0	3,300,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	898,100,000	296,000,000	0	296,000,000	0	0	0	0
		高齢者福祉施設等管理運営事業	5,165,000	5,165,000	0	0	0	0	0	5,165,000
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	25,000,000	25,000,000	0	25,000,000	0	0	0	0
		公立放課後児童クラブ整備事業	29,760,000	25,967,000	0	1,350,000	1,350,000	0	0	23,267,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	287,491,000	287,491,000	0	287,000,000	0	0	0	491,000
		斎場管理運営事業	60,000,000	60,000,000	0	0	0	60,000,000	0	0
5 労働費	1 労働諸費	中小企業経営改善事業	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0	0	15,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興事業	960,000	957,000	0	0	0	0	0	957,000
		道の駅管理運営事業	57,600,000	57,530,000	0	0	0	0	0	57,530,000
		土地改良事業支援事業	17,084,000	15,584,000	0	0	0	6,500,000	0	9,084,000
		農業用施設整備事業	51,469,000	39,779,000	0	0	0	7,800,000	0	31,979,000
		農道整備事業	26,632,000	26,632,000	0	0	0	0	0	26,632,000
		農道維持修繕事業	10,300,000	10,300,000	0	0	0	0	0	10,300,000
	2 林業費	森林環境保全事業	6,253,000	6,253,000	0	0	0	0	0	6,253,000
		小規模崩壊地復旧事業	123,500,000	71,000,000	0	0	34,826,000	23,000,000	0	13,174,000
		林道緑地維持修繕事業	18,000,000	18,000,000	0	0	0	0	0	18,000,000
3 水産業費	漁港等管理事業	9,030,000	9,030,000	0	0	0	8,000,000	0	1,030,000	
7 商工費	1 商工費	中小企業活性化支援事業	384,000,000	384,000,000	0	182,000,000	0	0	0	202,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持修繕事業	286,090,000	286,007,000	0	22,000,000	0	97,400,000	0	166,607,000
		橋梁長期保全事業	104,000,000	95,369,000	0	35,812,000	0	26,600,000	0	32,957,000
		幹線市道整備事業	254,395,000	183,732,000	0	60,092,000	0	47,600,000	0	76,040,000
		生活市道整備事業	182,650,000	156,204,000	0	0	0	61,000,000	0	95,204,000
	3 河川費	河川維持修繕事業	63,800,000	63,800,000	0	0	0	27,500,000	0	36,300,000
		治水対策事業	263,502,000	249,025,000	0	20,000,000	0	179,700,000	0	49,325,000
		急傾斜地崩壊対策事業	194,800,000	185,222,000	0	0	64,000,000	109,400,000	0	11,822,000
	4 港湾費	港湾施設長期保全事業	41,000,000	29,480,000	0	6,000,000	0	14,200,000	0	9,280,000
		港湾沿岸地域再編事業	7,900,000	7,900,000	0	0	0	0	0	7,900,000

5	都市計画費	都市計画推進事業	44,000,000	44,000,000	0	0	0	0	44,000,000		
		景観形成事業	64,200,000	64,200,000	0	0	0	18,900,000	45,300,000		
		国・県道路整備事業	7,150,000	7,130,000	0	0	0	0	7,130,000		
		国・県幹線道路整備事業	41,350,000	41,080,000	0	0	0	27,500,000	13,580,000		
		大規模盛土造成地防災対策事業	16,600,000	12,800,000	0	8,300,000	0	0	4,500,000		
		街路整備事業	305,156,000	263,094,000	0	83,871,000	0	113,000,000	66,223,000		
		交通結節点改善事業	66,900,000	34,987,000	0	3,000,000	0	19,400,000	12,587,000		
		八本松駅前土地地区画整理関連公共事業	314,208,000	313,307,000	0	43,307,000	0	31,800,000	184,000,000	54,200,000	
		公園管理事業	75,000,000	72,000,000	0	25,000,000	0	24,000,000	0	23,000,000	
		公園整備事業	247,150,000	247,150,000	0	110,175,000	0	101,900,000	0	35,075,000	
	西条第二地区地区計画整備事業	26,500,000	26,500,000	0	11,220,000	0	8,200,000	0	7,080,000		
6	住宅費	市営住宅建設事業	13,921,000	13,886,000	0	0	0	0	13,886,000		
9	消防費	1 消防費	消防通信事務	5,060,000	5,060,000	0	0	0	0	5,060,000	
			消防水利整備事業	17,128,000	17,128,000	0	0	0	6,000,000	11,128,000	
			消防庁舎等整備事業	188,000,000	47,006,000	0	0	0	47,000,000	0	6,000
			防災情報管理事業	3,326,000	3,326,000	0	0	0	0	0	3,326,000
10	2 小学校費	小学校情報機器管理事業	42,423,000	42,423,000	0	42,400,000	0	0	0	23,000	
		小学校施設整備事業	161,668,000	108,198,000	0	0	0	72,300,000	0	35,898,000	
	3 中学校費	中学校情報機器管理事業	16,317,000	16,317,000	0	16,300,000	0	0	0	17,000	
		中学校施設整備事業	18,299,000	18,299,000	0	0	0	0	0	18,299,000	
	5 社会教育費	成人式開催事業	3,288,000	2,847,000	0	0	0	0	0	2,847,000	
		文化財施設等整備事業	11,253,000	11,253,000	0	0	0	0	0	11,253,000	
11	1 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,109,603,000	999,593,000	0	0	796,739,000	57,300,000	0	145,554,000	
		林業用施設災害復旧事業	182,297,000	93,617,000	0	0	0	44,800,000	0	48,817,000	
		土木施設災害復旧事業	1,604,289,000	1,501,063,000	0	445,219,000	0	362,900,000	0	692,944,000	
		衛生施設災害復旧事業	54,090,000	54,090,000	0	0	0	54,000,000	0	90,000	
		公園施設災害復旧事業	33,000,000	33,000,000	0	19,594,000	0	9,700,000	0	3,706,000	
		学校教育施設災害復旧事業	6,386,000	6,386,000	0	1,786,000	0	4,500,000	0	100,000	
計			8,623,214,000	7,137,932,000	0	1,752,356,000	896,915,000	1,934,700,000	184,000,000	2,369,961,000	

八本松駅前土地区画整理事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1	土地区画整理費	1 土地区画整理費	239,817,000	167,890,000	10,470,000	67,925,000	0	41,900,000	0	47,595,000
計			239,817,000	167,890,000	10,470,000	67,925,000	0	41,900,000	0	47,595,000

介護保険特別会計（保険事業勘定）

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	3 認定調査等費	要介護認定等事業	238,000	238,000	0	0	0	0	0	238,000
計			238,000	238,000	0	0	0	0	0	238,000

報告第16号

令和3年度東広島市事故繰越し繰越計算書について

令和3年度東広島市一般会計予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第20条第3項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第220条

- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（一略）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第150条

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

令和3年度東広島市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明				
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源			
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他					
6	農林水産業費	1 農業費	土地改良事業支援事業	9,500,000	7,934,000	1,566,000	0	1,566,000	0	0	0	0	0	1,566,000	広島県の事業が事故繰越しとなったことに伴い、市の負担金を繰り越す必要が生じたため。		
8	土木費	3	河川費	急傾斜地崩壊対策事業	10,539,000	10,245,000	294,000	0	294,000	0	0	0	0	294,000	広島県の事業が事故繰越しとなったことに伴い、市の負担金を繰り越す必要が生じたため。		
		5	都市計画費	国・県幹線道路整備事業	57,944,000	48,248,000	9,696,000	0	9,696,000	0	0	0	0	0	9,696,000	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により、年度内に用地の取得に係る事務が完了しなかったため。	
	街路整備事業			64,421,000	26,606,000	37,815,000	6,134,000	43,949,000	12,700,000	17,273,000	0	0	6,600,000	7,376,000	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により、年度内に工事が完了しなかったため。		
	交通結節点改善事業			59,500,000	18,600,000	40,900,000	0	40,900,000	36,800,000	0	0	0	0	4,100,000	4,100,000	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により、年度内に物件の移転が完了しなかったため。	
11	災害復旧費	1	災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,453,762,000	366,342,000	1,087,420,000	0	1,087,420,000	12,400,000	0	696,442,000	45,500,000	0	333,078,000	令和3年7月に発生した豪雨災害の影響により、年度内に工事が完了しなかったため。	
				林業用施設災害復旧事業	164,904,000	75,566,000	89,338,000	0	89,338,000	3,400,000	0	76,732,000	0	0	9,206,000	9,206,000	令和3年7月に発生した豪雨災害の影響等により、年度内に工事が完了しなかったため。
				土木施設災害復旧事業	1,916,161,000	684,545,000	1,231,616,000	66,117,000	1,297,733,000	256,500,000	654,200,000	0	230,000,000	0	157,033,000	157,033,000	令和3年7月に発生した豪雨災害の影響により、年度内に工事が完了しなかったため。
計				3,736,731,000	1,238,086,000	2,498,645,000	72,251,000	2,570,896,000	321,800,000	671,473,000	773,174,000	275,500,000	6,600,000	522,349,000			

報告第17号

令和3年度東広島市水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度東広島市水道事業会計予算の一部について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和3年度東広島市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事等負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道拡張事業	268,497,000	182,371,890	82,500,000	0	82,500,000	3,625,110	0	工事で布設した水道管に使用されていた塗料に不適切な材料が含まれており、当該材料の安全性の検査に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
		配水管設備事業	379,089,000	156,893,356	212,665,000	14,417,000	198,248,000	9,530,644	0	入札の不調により工事の発注に遅れが生じ、必要な工期を確保できなくなったこと、関連する他の工事との工程の調整に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
		施設整備事業	221,920,000	96,557,484	113,980,000	0	113,980,000	11,382,516	0	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により使用部品の納期に遅れが生じたこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
計			869,506,000	435,822,730	409,145,000	14,417,000	394,728,000	24,538,270	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事等負担金	損益勘定留保資金			
(収益的収支) 1 水道事業費用	1 営業費用	原水及び浄水事業	2,677,751,000	2,613,132,868	264,000	0	264,000	64,354,132	0	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により使用部品の納期に遅れが生じたことにより、年度内に修繕が完了しなかったため。
		配水事業	402,443,000	353,627,251	4,810,000	0	4,810,000	44,005,749	0	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により使用部品の納期に遅れが生じたことにより、年度内に修繕が完了しなかったため。
(資本的収支) 1 資本的支出	1 建設改良費	配水管設備事業	3,300,000	0	3,300,000	3,300,000	0	0	0	関連する災害復旧工事の工法変更及び地下埋設物に係る協議に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
計			3,083,494,000	2,966,760,119	8,374,000	3,300,000	5,074,000	108,359,881	0	

報告第18号

令和3年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度東広島市下水道事業会計予算の一部について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和3年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	管渠建設費	1,694,544,000	801,883,291	864,853,000	314,080,000	541,300,000	9,473,000	27,807,709	0	想定外の障害物の撤去作業に不測の日数を要したこと、通行規制に関する周辺企業との調整に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
		ポンプ場建設費	102,133,000	0	101,030,000	44,105,000	49,600,000	7,325,000	1,103,000	0	国の補正予算に対応するため事業を前倒して実施したこと及び流入量の増加により設計の見直しの必要が生じ、これに不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
		処理場建設費	3,100,097,000	1,471,607,000	1,622,300,000	841,515,000	780,600,000	185,000	6,190,000	0	地方共同法人日本下水道事業団に委託した建設工事等の委託先における入札の不調等により、年度内に工事が完了しなかったため。
		流域下水道整備費	41,685,000	29,741,008	3,046,000	0	2,900,000	146,000	8,897,992	0	広島県が実施する流域下水道事業において、本市が負担金を支出する工事等が年度内に完了しなかったため。
計			4,938,459,000	2,303,231,299	2,591,229,000	1,199,700,000	1,374,400,000	17,129,000	43,998,701	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	管渠建設費	10,000,000	3,400,000	6,600,000	0	4,600,000	2,000,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により地元との調整が困難となり、地元との合意形成に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
計			10,000,000	3,400,000	6,600,000	0	4,600,000	2,000,000	0	0	